

労働運動総合研究所規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 名称は、労働運動総合研究所（略称、労働総研）とし、英訳名をThe Japan Research Institute of Labour Movementとする。

(事務所)

第2条 研究所は、主たる事務所を東京都北区滝野川3-3-1ユニオンコーポ403号におく。また、理事会の議決を経て、従たる事務所を置くことができる。

(目的、組織の性格)

第3条 研究所は、労働運動の必要に応え、国民生活の充実向上に資することを目的とし、理論研究をおこなうとともに、その運動の前進に実践的に役立つ政策立案のための調査研究、資料・情報の提供等をおこなう。

(事 業)

第4条 研究所は、次の事業をおこなう。

- (1) 経済・社会・労働問題の理論研究、調査研究、政策に関する提言
- (2) 上記に関する資料の収集と情報の提供
- (3) 研究発表等に関する刊行物の発行
- (4) シンポジウムの開催、講師の派遣・幹旋
- (5) 会員等からの委託研究・調査
- (6) 国内、国外の民主的な研究機関との連携、共同研究、共同調査
- (7) 上記に関する必要な広報活動
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 研究所は、会員制とし、設立の趣旨・目的に賛成する個人・団体をもって構成する。研究所に入会を希望する者は、本規約を承認の上、所定の入会申込書を提出し、常任理事会の承認によって会員となる。

(会員の権利)

第6条 会員は次の権利を持つ。

- (1) 研究所のおこなう調査・研究等に参加する

とともに、研究所の援助・協力を受けることができる。又、研究所に研究を委託することができる。

- (2) 研究所の開催する講座・研究会等に随時出席できる。
- (3) 研究所の資料等を利用できる。
- (4) 研究所が発行する刊行物の割引き配布を受けることができる。

第7条 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第3章 財産・経理

第8条 研究所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費収入
- (2) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (3) 財産から生ずる果実
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第9条 研究所の財産は、理事会が定める方法に従って事務局長が管理する。

第10条 研究所の事業計画及びこれに伴う予算は、理事会が作成し、毎会計年度前に、総会において2分の1以上の議決による決定する。

第11条 研究所の事業報告及び決算報告は、理事会が作成し、監事の監査を経て総会の承認を得るものとする。

第12条 研究所の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第4章 役 員

第13条 研究所に、次の役員を置く。

- (1) 理事50名以上80名以内（うち代表理事3名以内、常任理事若干名）
- (2) 監事2名

第14条 理事、監事

- (1) 理事及び監事は、総会において選任する。
- (2) 理事の互選により、代表理事、常任理事を

労働総研クォーターNo.60(2005年秋季号)

選任する。

- (3) 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

第15条

- (1) 代表理事は、研究所を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事は、研究所の業務を議決し、執行する。
- (3) 常任理事は、理事会の決定に基づき業務を処理する。
- (4) 監事は、次の職務を行う。
- ① 財産の状況を監査する。
 - ② 理事の業務執行の状況を監査する。
 - ③ 財産の状況又は業務の執行について、不正又は不当の事実を発見した時は、これを総会、理事会に報告する。

監事は、その職務を行うため、理事会及び常任理事会に出席することができる。

(役員の任期)

第16条

- (1) 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 補欠又は増員により選任された役員の任期は、現存者の残任期間とする。
- (3) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第17条

- (1) 役員が次のいずれかに該当する時は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、これを解任できる。
- ① 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められる時。
 - ② 職務上の業務違反、その他役員にふさわしくない行為があると認められる時。
- (2) 前項の場合、理事会において、弁明の機会を与えなければならない。

第18条

- (1) 役員は、有給とすることができる。
- (2) 役員には、費用を弁償することができる。
- (3) 役員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事

項は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

第19条 顧問

- (1) 総会の議を経て若干名の顧問を置くことができる。
- (2) 常任理事会は、必要な内規を定める。

第5章 総会

(構成)

第20条 総会は全会員をもって構成する。

第21条 総会は、研究所（労働総研）の最高の議決機関であり、次の事項について決定しなければならない。

- (1) 規約の改廃
- (2) 理事及び監事の選出
- (3) 経過報告の承認と事業計画の決定
- (4) 決算の承認と財政方針、予算の決定
- (5) 研究所は、総会において会員現在数の4分の3以上の議決を経た時解散することができる。
- (6) その他

(定足数)

第22条 総会は、会員の3分の2以上の出席により成立する。

第23条

- (1) 総会は、代表理事が招集する。
- (2) 総会は、定例総会及び臨時総会とする。
- (3) 定例総会は、毎年1回、7月にこれを招集する。
- (4) 臨時総会は、次の場合に招集する。
 - ① 代表理事が必要と認めた時
 - ② 会員現在数の3分の1以上の会員が付議すべき事項を示して請求した時
- (5) 総会を招集する時は、会員に対し、会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって14日前までに通知しなければならない。

(書面表決)

第24条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

労働総研設立15周年特集

この場合において、前条の規定の適用については、当該会員は総会に出席したものとみなす。

第25条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数及び氏名（書面表決者及び表決の委任者については、その旨を付記すること）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長の他、その会議に出席した会員のうちから選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

第6章 理 事 会

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

第27条 理事会は、この規定に定めるものの他、研究所の運営に関する事項を議決する。

第28条

- (1) 理事会は、代表理事が招集する。
- (2) 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- (3) 定例理事会は、毎年2回これを招集する。
- (4) 臨時理事会は、次の場合に招集する。

① 代表理事が必要と認めた時

② 理事現在数の3分の1以上の理事が付議すべき事項を示して請求した時

- (5) 理事会を招集する時は、理事及び監事に対し、会議の目的である事項、その内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって7日前までに通知しなければならない。但し、理事全員の承諾があるときは、この日数を短縮することができる。

(議 長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第30条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第31条 理事会の議事は、この規約に定めるものの他、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条規定の適用については、当該理事は理事会に出席したものとみなす。

第33条 代表理事及び常任理事をもって、常任理事会を構成し、理事会の決定に基づき常務を処理する。

第7章 事 務 局

(設 置)

第34条

- (1) 研究所の事務を処理するため、事務局を置く。
- (2) 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- (3) 事務局長及び職員は、代表理事が任命する。
- (4) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

第8章 規約の変更及び解散

(備え付け書類及び帳簿)

第35条 研究所は、主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 財産目録
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 収入、支出に関する帳簿及び証明書類
- (5) 財産及び負債の状況を示す書類
- (6) その他必要な書類

第36条 この規約は、総会において会員現在数の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。

労働総研クォータリーNo.60(2005年秋季号)

い。

第37条 この規約に定めるものの他、研究所の運営に関し必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

第1条 本規約は1989年12月11日より施行する。

1993年7月24日 一部改正

1998年7月31日 一部改正

2000年7月28日 一部改正

第2条 研究所の設立当初の役員は、第21条の規約にかかわらず発起人総会をもって設立総会とし、その総会において選出するものとする。

規約第7条にもとづく

入会手続き・会費に関する内規

第1条 団体会員の会費は、年1口1万円を単位とし、各団体の組織人員等に応じた口数とする。

第2条 個人会員の会費は、年6千円とする。

第3条 個人会員となることを希望する者は、会員の紹介の上、所定の入会申込み書を提出し、常任理事会の承認によって会員となる。

附 則

第1条 本内規は、1989年12月11日より施行する。

1998年3月23日 一部改正

規約第16条及び第34条にもとづく

役員および事務局員の年齢に関する内規

第1条 役員は、次のとおりとする。

代表理事 原則として75歳まで

常任理事 原則として70歳まで

理 事 年齢を問わない

監 事 年齢を問わない

顧 問 年齢を問わない

第2条 事務局員は、65歳までとする。

附 則

第1条 本内規は、2000年6月3日より施行する。

規約第19条にもとづく顧問に関する内規

第1条 顧問は、常任理事、理事等、研究所に貢献のあった会員であって、常任理事会が推薦し、理事会若しくは総会の議を経て就任する。

第2条 顧問には、必要に応じて総会、理事会、常任理事会に出席して意見をのべること等、研究所の活動に協力を得るものとする。

第3条 顧問は、会費を免除される。

第4条 (削除)

附 則

第1条 本内規は、1998年12月5日より施行する。

2000年6月3日 一部改正